

このメルマガジンは群馬産業保健推進センターのホームページに掲載された
新着情報や産業保健の説明等を配信しますので、是非お読み下さい。

--<群馬産業保健推進センターからのお知らせ>-----

1 いよいよ夏、熱中症に注意しましょう！

<http://www.gummasanpo.jp/topics/topics14.pdf>

厚生労働省より「熱中症による死亡災害発生状況（平成19年分）」が発表されました。毎年20名前後、平成19年においても18名の方が熱中症で亡くなられており、真夏を控え注意が必要です。

2 平成20年度労働者の健康の保持増進対策事業（THPデモンストレーション事業：厚生労働省委託事業）のご案内

<http://www.jisha.or.jp/health/index.html>

「高齢者医療確保法（略称）」の施行に伴い特定健診、特定保健指導が始まりましたが、中小規模事業場における運動指導や保健指導等を如何に進めていくかを支援するため、中央労働災害防止協会（中災防）では事業場からのご要望に応じ、労働者健康保持増進サービス機関・指導機関（THPサービス機関等）の健康づくりの専門家を派遣し、健診結果を活用した健康指導（個別と集団型健康指導の二通りがあります）や健康測定（運動機能検査）を行う事業を実施しています。

（原則無料）

働く人の健康づくりの契機になればと考えますので、是非ご利用下さい。詳細は、中央労働災害防止協会HP（心とからだの健康づくり）でご覧頂けます。

<http://www.jisha.or.jp/>

3 平成19年定期健康診断結果について

<http://www.gummasanpo.jp/topics/topics16.pdf>

4 当センターで実施の産業保健セミナー（7月予定）のご案内

（1）衛生管理者基礎講座「化学物質の有害性調査とリスクアセスメント」

開催日時 7月9日（水）14：00～16：00

開催場所 前橋テルサ

前橋市千代田町2-5-4（tel 027-231-3211）

講師 柿沼泰明 氏

内容 化学物質の有害性情報の入手、活用方法とそれに基づくリスクアセスメントの簡易演習を行う

(2) 衛生管理者基礎講座「粉じん作業の安全衛生管理」

開催日時 7月11日(金) 14:00～16:00

開催場所 ウェルサンピア高崎

高崎市島野町1358 (tel 027-353-1107)

講師 大澤武克 氏

内容 粉じんの暴露防止については、労働安全衛生法、粉じん障害防止規則等で各種の規制が行われているが、昨今は意外と思われる事業場でじん肺の発生等がみられている。粉じんに対する知識を広め労働者の健康障害防止の一助としたい

(3) 衛生管理者基礎講座「安全衛生委員会における衛生管理者の役割」

開催日時 7月15日(火) 14:00～16:00

開催場所 伊勢崎市文化会館

伊勢崎市昭和町3,918 (tel 0270-23-6070)

講師 関口光男 氏

内容 法令では、衛生委員会の付議事項が従来の8項目から11項目に増えております。十分できている事項と不足している事項を改めて見直してみましょう

(4) カウンセリング技法(基礎と事例)

開催日時 7月18日(金) 14:00～16:00

開催場所 桐生商工会議所

桐生市錦町3-1-25 (tel 0277-45-1201)

講師 羽鳥裕明 氏

内容 カウンセリングの基礎から実践的スキルまでを学習。心理状態を捉える訓練や事例検討により能力の向上を目指します。初心者から経験者まで幅広く対応

(5) カウンセリング技法(基礎と事例)

開催日時 7月30日(水) 14:00～16:00

開催場所 大泉町文化むら

邑楽郡大泉町朝日5-24-1 (tel 0276-63-7733)

講師 沼澤文子 氏

内容 カウンセリングマインドで周囲と接し、職場を活性化させた事例等を紹介しながら、カウンセリングの基礎である傾聴のマインドを学習していきます

5 他機関等で実施の研修会等のご案内(再掲)

特定健診・保健指導実践者(保健指導担当者)育成研修会

開催日時 7月6日(日) 9:00～17:00

開催場所 群馬県立県民健康科学大学

前橋市上沖町323-1 (tel 027-235-1211)

研修内容 平成20年度特定健診・保健指導実践者育成プログラムによる

対象者 市町村、特定保健指導を受託する民間事業者(健診機関、医療機関等)、県内に本部がある健康保険組合、県保健福祉事務所等における医師、保健師、管理栄養士及び一定の保健指導の実務経験のある看護師など

募集定員 400名

受講料 無料

問合せ先 (財)群馬県健康づくり財団

前橋市堀之下町16 (tel 027-269-7814)

6 改正産業医共同選任助成金制度（小規模事業場産業保健活動支援促進助成金）

従業員50人未満の小規模事業場が他の事業者と共同して産業医を選任し、職場巡視、健康診断結果に基づく保健指導、長時間労働者の面接指導、健康教育、健康相談等の産業保健活動を実施した場合、その費用の一部を助成するものです。

< 助成金の登録申請及び支給手続き >

1 登録申請（平成20年8月末まで：初年度となる平成20年度のみ）

個々の事業場による単独申請(改正により新たに導入された)と、事業場グループを形成しての一括申請とがあります。単独申請の場合には、業種、抱える産業保健上の課題、地理的要件などにより他の事業場との産業医の共同選任を当センターで支援いたします。

2 登録手続き完了（平成20年11月末まで：初年度となる平成20年度のみ）

産業医共同選任契約書（写し）の提出により、登録手続きが完了します。なお、契約する産業医が採せないときには、当センターにご相談ください。

3 助成金支給要件

助成金は、事業場において行われた産業医による産業保健活動回数に応じ、下記により支給します。

助成期間は3年です。

産業保健活動1回あたり21,500円×各年度4回まで＝86,000円（上限）

=====
<<群馬産業保健推進センターメール配信サービス解除、変更はこちらから>>

<http://www.gummasanpo.jp/melmag/index.html>

<<このメールマガジンへのご意見・ご要望はこちらから>>

sanpo10@gummasanpo.jp
=====

《発行元》群馬産業保健推進センター

電話：027-233-0026 FAX：027-233-9966